

平成 21 年度第 1 回富山県環境審議会水環境専門部会 議事録

1 日時

平成 21 年 8 月 10 日（月）午後 2 時～ 4 時

2 場所

富山県県民会館 704 号室

3 出席者

委員：安田専門部会長、小池特別委員（代理：宮島富山河川国道事務所河川環境課長）、
楠井専門員、木幡専門員、瀧本専門員、田口専門員、陶野専門員、藤縄専門員
事務局：堀生活環境文化部次長、浦田環境保全課長 他

4 内容

議事

小矢部川水域等に係る環境基準の水域類型の指定の見直しについて

5 主な意見、質疑応答

(1) 諮問の趣旨について（資料 1～4）

[専門員]

環境基準の水域類型の指定の見直しは、定期的に行っているのか。

[事務局]

今回のような全面的な見直しは、昭和 40 年から 50 年代にかけて類型指定して以来初めてである。

[専門員]

今後は、定期的に見直すのか。

[事務局]

見直しの必要が生じた水域があれば、見直しを検討してまいりたい。

[専門員]

BOD は 1 つの指標に過ぎないので、BOD 以外の項目についてもその達成状況等を評価する必要があるのではないか。

[事務局]

河川の環境基準は BOD で評価することとなっていること、6 類型ごとに全て基準値が異なるのは BOD のみであることから、原則として、BOD の達成状況等を評価して見直しを検討してまいりたい。ただし、必要に応じて BOD 以外の項目についても考慮してまいりたい。

[専門員]

湖沼、海域についても、今後見直しを予定しているのか。

[事務局]

海域については、現在、環境基準の達成率が 100% でないため、100% を達成した後に見直しを検討してまいりたい。

湖沼については、湖沼の水域類型を指定する規模のものは県内に 5 つあり、そのうちの 3 つ（有峰ダム貯水池、黒部ダム貯水池及び境川ダム貯水池）については、類型指定済みである。残りの 2 つ（刀利ダム貯水池及び室牧ダム貯水池）については、現在、河川の類型が指定されており、今後、湖沼としての水域類型の指定が必要か検討してまいりたい。

[専門員]

水質改善の要因の分析が必要ではないか。要因が分かれば、今後の水質の推移がある程度推測できて、見直しの判断が容易になる。

[事務局]

要因を確認する。

[専門員]

B類型以上に見直す場合には、pHから大腸菌群数まで全ての項目を確認する必要があるのではないか。

[事務局]

ほとんどの項目が上位類型の環境基準を達成しているが、大腸菌群数は、達成が非常に難しい状況である。

(2) 基礎調査の結果について（資料5、参考資料）

[専門員]

水質の将来予測は、平成24年度と29年度としたのはなぜか。

[事務局]

19年度の状況を現況としているので、その5年後、10年後の負荷量を予測している。

[専門員]

浄化残率は、実際の水質と連動しているのか。

[事務局]

現況汚濁解析により浄化残率を設定しているので、実際の水質と連動している。

[専門員]

負荷量の予測にあたって例えば浄化残率が異常に大きい値となる要因として、雨に含まれる窒素がかなり増えているという指摘があり、森林の負荷が意外に大きいのではないかと考えられるが、水質の将来予測において考慮されているか。

[事務局]

土地からの負荷量については、土地利用の区分ごとの面積に、流総指針（流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説（(財)日本下水道協会））に示された流域の比流量から求めたBOD原単位を乗じて算定しており、降雨に含まれる窒素分などについては、考慮していない。

[専門員]

流総指針に示された原単位そのものが少し変わってくる可能性があるので、その変動についても考慮されたい。

(3) 水域類型の指定の見直しの基本的な考え方について（資料6）

[専門員]

達成期間の考え方について、水域類型の指定の見直し後、例えば5年間安定して新しい環境基準を満足する場合を“達成した”と考えるのか。過去5年間又は10年間安定して上位類型の基準を満たしている水域について、上位類型に見直した場合、その達成期間というのは、自動的に「直ちに達成」になると考えるが。

[事務局]

上位類型の環境基準を達成しているかどうかは、ある程度の期間で評価すべきと考えており、国でも概ね5年、10年という期間であれば達成していると判断している。5年、10年達成しているから水域類型を見直そうとなった場合は、当然に「イ 直ちに達成」になると考えている。ただし、他の勘案すべき事項も踏まえて、第2回の専門部会で達成期間について

ても併せてご審議いただきたい。

[専門員]

現行の水域類型の指定の経緯に関する情報があれば、なぜその達成期間になっているのか、なぜ現在達成してこのような値になっているのか、ということが分かるのではないかと。水質データも類型指定の頃からあると分かりやすい。

[専門員]

今回の見直しは、現在の水質を考慮して追認するタイプなのか、それとも、地元からの要望などがあればこれを考慮して努力目標としたより上位の類型に設定するタイプなのか。

[事務局]

追認タイプで考えている。現在、利用目的に整合する水質を達成しているもので、利用目的等を勘案すると、まず現状の追認をしてから、その次に努力目標を設定すべき河川について類型をさらに上げていくことも考えてまいりたい。

[専門部会長]

資料6の2③の「現状非悪化」の考え方は、1②の「上位類型の基準を満足している水域を検討の対象とする」との考え方と矛盾するのではないかと。

例えば、現在C類型の水域において、近年B類型相当の水質を達成しているが1年だけ達成していない場合は、1②の考え方から判断すると、現在のC類型を見直さないことになるが、C類型のBODの基準値は5mg/ℓ、B類型は3mg/ℓと差があるので、C類型であれば3mg/ℓを目指す必要はないとなり、③の現状非悪化の趣旨が活かされないのではないかと。国でも、同じような考え方なのか。

[事務局]

国の方では、5年、10年のうち、例えば1年だけ上位類型の基準を達成できなかった水域については、その理由が特殊なものである限り、見直しの対象にすると聞いている。

[専門部会長]

そのような場合、例えば達成期間を5年などと設定して上位類型に見直せば、2③も生きてくる。見直しに関する基本的な考え方としては、2③、また⑥「達成期間」を入れるのは非常に重要と考える。

[事務局]

ただいまのご意見については、例えば、現在C類型に指定されている栃津川下流の流観橋では、20年度のBODは「3.1mg/ℓ」ということで、B類型基準(2mg/ℓ)を達成していないので、5年間で見たら1回達成していない、これをどう考えるのかということについて述べられたと思われる。流観橋ではアユ漁がされているので、利用目的から見るとできればB類型に上げたいが、達成期間をロとしてB類型に見直すのか、上位類型基準を達成していないから見直さないのか、この点は非常に議論のあるところと考えている。今のところは、現状の水質に沿った形で見直してまいりたいと考えているので、利用目的と現状の水質が合っていない栃津川下流のような場合をどうするか、次回の専門部会で整理していただく必要があると考えている。

全体的には今ほどの基本的な考え方で見直しを検討し、各河川個別の検討については水質データを次回提示して議論いただきたいと考えている。

[専門員]

河川のデータだけで水域類型を見直すというのではなく、まず毎年の海域や湖沼など水質データ全てについて委員に定期的に提示してもらいたい。全体の水質データを踏まえた上で、将来水質の予測や過去の水質データの変化の要因の確認などの調査を行い、その結果を受けて審議するという形が他県では多い。このようにすれば、適宜、常に見直そうという体制になる。

○ 河川に係る環境基準の水域類型の指定の見直しに関する基本的な考え方については、事務局原案のとおり了承された。

(4) 今後のスケジュールについて（資料7）

[専門員]

今回は河川数が多いので概要版を示すとのことだが、まず全部を把握することが必要である。その上できちんとした全体版をつくり、その次に概要版とすべきと考える。そうしなければ、10河川を一気に検討するのは非常に難しく、委員全員が同一の基準で判断できないのではないか。

[専門員]

審議が速く進むかどうかは、提示される資料の質と量と整理の仕方による。きれいに整理されていると、方程式みたいなものが見えて、それに従って検討すれば速い。

資料6でBODを基本に見直しを検討して、その他の項目を必要に応じて検討するとしているが、例えば、大腸菌群数が1年間だけ上位類型の基準を達成していない場合などについての考え方をしっかりとすると、整理がしやすい。

[事務局]

BODだけでなく、その他の項目についてどのように判断するのか、まず基礎を決めて、それに基づいて整理してご提示したい。少し事務局で検討して、例えば委員に個別に相談しながら整理して、検討できる状況までもっていきたい。

(5) 報告書骨子案について（資料8）

[専門員]

資料8の7ページに「達成のための施策」とあるが、見直しは現状の追認とのことから、新たな施策は必要ないと理解してよろしいか。文章にも「引き続き」と書いてあるので、現状に引き続き施策を講じていくという理解でよろしいか。

[事務局]

そのとおりである。現在の施策を講じたことでより上位の環境基準を達成しているので、引き続きその施策を実施していくということが基本と考えている。ただし、当初の類型指定当時に比べると水環境保全活動の意識が向上しているなど、これらに対応した新たな施策があること、本県の森づくり、環境にやさしい農業といった面源対策も実施されていることから、これらについても引き続きという形ではあるが、記載できると考えている。

○ 報告書骨子案については、事務局原案のとおり了承された。

以上、議事内容に相違ありません。

富山県環境審議会水環境専門部会長 安田 郁子